

平成三十一年三月十三日 参議院会議録第八号

國務大臣の報告に関する件(平成三十二年度地方財政計画について、地方税法等の一部を改正する法律案、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案、森林付加税等の一部を改正する法律案、趣旨説明)

の総額について、十六兆一千八百九億円を確保す

るとともに、普通交付税の算定に用いる単位費用の改正を行うほか、環境性能割の臨時の軽減に伴う地方公共団体の減収額を埋めるために地方特例交付金を拡充することとしております。また、平成三十一年度分の震災復興特別交付税について、新たに三千二百五十億円を確保し、総額四千四十九億円とすることとしております。

以上が、平成三十一年度地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(伊達忠一君)　ただいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。又市征治君。

○又市征治君 立憲民主党・民友会・希望の会の
会派を代表して、ただいま議題となりました地
方財政計画及び地方税法等の一部を改正する法律
等四法案について質問をいたします。

法案の前に、現下の課題三点について見解を伺つてまいります。

さん、虚偽答弁、自衛隊の南スードンPKOやイラク派遣部隊の日報隠蔽、裁量労働制や海外技能実習生の労働実態をめぐるデータ捏造や不適切な調査、そして今回の毎月勤労統計を始め基幹統計

民を強制排除して埋立工事が強行されています。これでは、かつてアメリカ占領軍が銃剣とブルドーザーで土地を強制接收した行為と変わりませ
ん。

現在、最低賃金は、東京が時給九百八十五円で、最も低い鹿児島が時給七百六十一円ですか
ら、二百二十円以上も格差があり、この差が東京一極集中の一因でありますから、産別最賃の検

真摯に受け止めるとは沖縄県民の心を無視する
と同義語であつて、言行不一致も甚だしいと言わ
ねばなりません。これがあなたの常套語である。

討は当然すべきです。厚生労働大臣の見解を伺います。

自由、民主主義、人権尊重の政治の姿ですか。沖縄県民、國民に明確に説明ください。
あわせて、沖縄の民意を真摯に受け止めるのであれば、投票結果を基に普天間基地の機能停止を含めアメリカ側と再協議すべきです。その用意はありますか。

ます、地方財政の財源不足とその解消策について伺つてまいります。

また、全国知事会が昨年七月に米軍基地負担に関する提言をまとめ、日米地位協定の抜本的な直し、基地の整理縮小を提言しましたが、これはどうなつたのか。

円となっています。しかし、今回の地財計画には、消費増税に伴う社会保障費の積み増しや、投資的経費の補助、単独事業費の一時的な景気対策の上積み部分が入っており、中期的な視点から見

以上三点、總理に伺います。

ると、今後も安定的に維持されるか、甚だ疑問であります。

います。
昨年末、十分な審議も尽くさぬまま人管法改正大が始まります。その受け入れ対策に多くの懸念が

また、地方交付税の増額分も、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用や二〇一八年度からの繰越金に依存しています。変動準備金は今年度で打ち止めとなり、もとより決算剩金

ありますが、その一方策として、厚労省では、外国人材が大都市部に集中しないように、介護や建設など受け入れ業種ごとに、日本人も含めて最低賃金を全国一律にすべきだという意見もあるやにおい

金は当てにはできません。
地方の財源不足は四兆四千百一億円に縮少し、
赤字地方債である臨時財政対策債も抑制され、確
かに地方財政が好転しているかに見えます。しか

し、臨財債を新たに三兆二千五百六十八億円発行せざるを得ず、また臨財債残高は一八年度末五十四兆円に達し、元利償還も本来交付税で手当てされるはずが、新たな臨財債発行で賄うというサラ金地獄のような事態に陥っています。

このような来年度の地方財政状況についての認識と、あわせて、二〇一九年度で折半ルールの期限が終わりますけれども、二〇二〇年度以降の財源不足の補填方法の見通しについて、総務大臣の見解を伺つています。

このような地方の財源不足は二十三年間連續して発生し、それゆえに、毎年、衆参両院の総務委員会を始め地方六団体からも交付税の法定率引上げが強く求められてきましたが、僅かの改正や臨財債発行という小手先の手法で抜本改革は先送りされてきました。

そこで、総理に伺います。

総理は、昨年から人づくり革命や生産性革命といふことを声高に叫んでおられますか、であれば、地方創生のためにも、財源不足に陥っている

次に、一般財源総額実質同水準ルールについて伺います。

いわゆる骨太の方針で、地方の一般財源総額は、新経済・財政再生計画等を踏まえ、一八年度度

域より困難な条件に置かれた自治体への否定的影響は見られないのか、伺います。

地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するにし、一般財源総額は拡大し、過去最高になったと宣伝されています。しかし、過去最も負担するとしても、国の政策や制度改革に伴う補助事業の裏負担など事実上の義務的支出が増えており、一般財源の拡大は必ずしも地方財政の自由度の増を意味しません。

また、自治体独自の財政需要は年々増大しており、実質同水準では本当の意味で地方の財政需要に応えたとは言えず、自治体の財政状況は依然厳しいと考えますが、総務大臣の認識を伺います。

続いて、まち・ひと・しごと創生事業の地方交付税への算定方法について伺います。

まず、地方交付税は、地方の固有財源、地方共導するために使用することは許されないと私たちには考えますが、総務大臣、この点は確認を願います。

今年も人口減少等特別対策事業費と地域の元気創出事業費によつて行われています。人口減少等特命本部でも設けて、地方交付税法第六条の三第二項の規定にのつとつて、地方財政確立革命といふ歴史的な偉業を行つてはどうですか。見解を伺います。

この方法によつて自治体の取組の成果がどの程度拡大されたのか、また、この移行により、他地ものではありませんか。その認識を伺います。

そもそも、法人が受けた行政サービスに応じて負担する地方税を益関係にない地方に配分することとは、益負担や負担分任という地方税の大原則に反します。地域間の税収格差の是正は地方交付税で調整されるべきであり、地方交付税の充実と国からの地方への税源移譲を行うべきなのではありませんか。

最後に、応能負担の原則に逆行する消費税増税について伺います。

周知のように、消費税は、社会保障拡充を理由に一九八九年、平成元年に3%で導入され、以後、5%、8%に引き上げられ、そして今年十月には10%が予定されています。しかし、この間に、社会保障は、例えば年金は支給年齢が六十歳から六十五歳に延ばされ、プラス保険料アップ、保険料も一号は一・九倍、二号は二・八倍になるなど、改善どころか、改悪、負担増続きですよ。

なぜこうなつているのか。一般会計税収の推移を見ると、消費税は大きく伸びているのに、逆に法人税と高額所得者を中心とした所得税が大幅に減つてゐるからです。例えば、一九八九年度と二〇一六年度の国税収入を比較すると、税収総額は五十五兆円前後でほぼ変わりませんけれども、中身を見ると、法人税は八・七兆円マイナス、所得税は三・八兆円マイナス、合わせて十二兆四千億

円の減収になつてゐるけれども、消費税だけが十四兆円の増収となつてゐるわけで、つまり、消費税は法人税と所得税の減税による減収の穴埋めに回つて、社会保障拡充には回つていなか勘定になります。

総理、まずこの事実を認めるかどうか。少なくとも、認めるならば、消費税増税を言う前に、この不公平のは正こそが先決ではありませんか。

税は応能負担が原則です。そのために、ます年

収五千円以上の所得税の累進制強化と金融・証券課税を二〇%から三〇%に引き上げる、また半減してきた大企業の法人税率の引上げと研究開発

などの租税特別措置の廃止や見直し、そして国の一般会計の四・五倍にも上る企業の利益剰余金、

今日四百四十六兆円にも上る、そのうちの現金、預金が二百二十二兆円、社会貢献としてこれに二%の課税も真剣に検討すべきじゃないでしよう

か。とすれば、消費税増税は不要となるばかり

か、社会保障の拡充、交付税の法定率の引上げ、プライマリーバランスの黒字化が図れます。長期安定政権を誇るならば、こうした旨盤こそ安倍政権は打破すべきじやありませんか。それを

やらずに、弱い者いじめの消費税増税をあくまで断行するおつもりかどうか、明確にお答えいただきたいと思います。

以上、明快な答弁を求め、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 又市征治議員にお答えをいたしました。
統計不正問題等の政治責任についてお尋ねがありました。

行政をめぐる様々な問題について、国民の信頼

を揺るがす事態となつてしまつたことに対し、行政の長として大きな責任を痛感しており、率直におわびします。

真摯な反省の上に、二度とこうしたことが起らぬないように、全力を挙げて、再発の防止に向け、関係大臣と共に、総理大臣としての責任を果たす覚悟であります。行政の長として一層身を引き締め政権運営に当たることにより、国民の皆様の信頼を取り戻してまいります。

沖縄の県民投票、米国との再協議、全国知事会の提言についてお尋ねがありました。

沖縄に米軍基地が集中する現状は、到底は認めません。沖縄の基地負担の軽減は、政府の大きな責任です。そして、普天間飛行場をめぐる問題の原点は、普天間の全面返還を一日も早く実現し、その危険性を除去することです。

このための政府の取組について、これが自由、

断行するおつもりかどうか、明確にお答えいただ

ましたが、私は、住宅や学校で閉まれ、世界で最も危険と言われる普天間飛行場が、固定化され、危険なまま置き去りにされることは絶対に避けなければならぬ、そう強く思っています。そし

て、この思いは、政府と地元の皆様との共通認識であると思います。普天間の全面返還を日米ご合意してから二十年を超えた今もなお返還が実現しておらず、もはや先送りは許されません。

一方、普天間の持つ抑止力は、我が国の平和と安全のため必要不可欠なもので、抑止力の維持と危険性の除去、この二つを考え合わせ、検討を重ねた結果が現在の方針です。その上で、この方針は米国政府との間で累次にわたり確認されてきており、トランプ大統領の間でも改めて確認したところです。

全国知事会の御提言については、知事会のお考えとして受け止めています。日米地位協定については、今後とも、目に見える取組を一つ一つ積み上げていくことにより、あるべき姿を不斷に追求してまいります。

今後とも、地元の皆様の御理解を得る努力を続けながら、現行の日米合意に基づき、普天間の一日も早い全面返還を実現し、同時に、米軍基地の整理、統合、縮小、返還により負担軽減を図るため、全力で取り組んでまいります。

各税目の税収の動向と消費税の使途についてお尋ねがありました。

一九八九年以降の所得税や法人税の減収の背景としては、所得税に関しては、三位一体改革の中で地方に税源移譲を行つたことなど、また、法人税に関しては、企業活力と国際競争力を維持強化するための改革を行つたことなど制度改正要因に加え、バブル期以降の資産価格の下落等、経済情勢の要因があると考えられます。

他方、消費税は、税収が景気や人口構成の変化に左右されにくく安定しており、勤労世代など定の者への負担が集中しないことから、社会保障に係る費用を賄うための財源としてふさわしく、引上げによる增收分は法律にのつとて社会保障の財源として活用されており、消費税収が社

付税を始めとした一般財源額を前年度から六千億円増となる六十一・七兆円確保しております。これらの内容については、地方六団体からも高い評価をいただいているところです。

今後とも、法定率の見直しなど制度的な対応の議論も行いつつ、歳入面では、地域経済の好循環を全国津々浦々で一層拡大することなどにより地方税等の更なる增收を図ることとともに、歳出面では、めり張りを付けて歳出構造を見直すことで、臨時財政対策債のような特例債に頼らないよう、財務体質の強化を図つてまいります。

議論も行いつつ、歳入面では、地域経済の好循環を全国津々浦々で一層拡大することなどにより地方税等の更なる增收を図ることとともに、歳出面では、めり張りを付けて歳出構造を見直すことなどで、臨時財政対策債のような特例債に頼らないよう、財務体質の強化を図つてまいります。

を採用し、地方団体の努力を多面的に反映することとしております。

次に、職員数削減率等を用いた交付税の算定についてお尋ねがございました。

まち・ひと・しごと創生事業費のうち地域の元気創造事業費の算定においては、職員数削減率といった指標を用いて行政改革の取組を算定に反映しています。

一方、児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき児童相談所の体制強化を行う必要があることを踏まえ、職員数削減率を用いた算定につきましては、平成三十二年度算定以降、見直しを行なう予定であります。今後、地方団体の意見を踏まえ、算定方法について検討してまいります。

次に、特別法人事業税及び譲与税の創設についてお尋ねがございました。

地方創生、地方分権を推進するためには、地方税の充実確保が必要であります。しかし、税源に偏在があれば、地方税を充実すると地域間の財政力格差が拡大をいたします。このため、地方税の充実確保を図る前提として地方税源の偏在是正が必要であり、両者は車の両輪として常に考える必要があります。

また、新たな偏在是正措置は、形式的には国税という形となります。税収の全額を譲与税特別会計に直入し、客観的な基準に基づき地方団体間に再分配される仕組みであり、実質的な地方税源であることは明確であります。こうしたことか

ら、地方分権の推進に逆行するとの指摘は当たらぬと考えております。

最後に、地域間の税収格差の是正についてお尋ねがございました。

地方交付税は、地域間の財源の不均衡を調整し、全ての地方団体が一定の行政水準を維持し得るよう財源を保障する重要な役割を果たしております。今後も財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう必要な交付税総額の確保を図つていくことが重要であります。

一方で、基準財政収入額が基準財政需要額を上回る不交付団体の超過財源には地方交付税の財源調整が及ばないことから、交付税制度のみでは地域間の財政力格差の解消には至りません。

また、国から地方への税源移譲につきましては、国、地方とも厳しい財政状況にあることや、国と地方の役割分担の議論などを踏まえて検討することが必要であると考えております。

今回講じることとしております偏在是正措置は、偏在性の小さい地方税体系を構築する観点から、地域間の財政力格差の拡大や、経済社会構造の変化等に対応し、企業の事業活動の実態以上に大都市部に税収が集中する構造的な課題に対処するものであります。

議員から特別法人事業税等の創設は応益原則に反するとの御指摘がございましたが、今回の措置によりまして、地域における事業活動により生ずる付加価値の総計である県内総生産と地方法人課

税の税収の分布がおおむね合致することになることから、企業の事業活動に伴う受益と負担の関係が全体として確保されることになるものと考えております。(拍手)

○國務大臣(根本匠君) 又市征治議員にお答えをいたします。

〔國務大臣根本匠君登壇、拍手〕

最低賃金についてお尋ねがありました。

最低賃金の全国一律化については、賃金だけでなく、県民所得や企業の付加価値生産性など、経済指標に大きな地域間格差があること、最低賃金額を地域ごとの物価水準の差を反映せずに一律に定めることは、中小企業を中心として労働コストが増加することにより経営が圧迫され、かえって雇用が失われる面があるなどの課題があり、慎重な対応が必要であると考えております。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 森本真治君。

〔森本真治君登壇、拍手〕

○森本真治君 国民民主党・新緑風会の森本真治です。

ただいま議題となりました平成三十一年度地方財政計画及び地方税法等改正案外三法案につきまして、会派を代表して質問いたします。

今国会の論点の一つがアベノミクスの評価です。政府・与党も度々述べられるのが、着実に景気回復が続いているが、実感できないとの声も多聞かれるということ。国民一人一人の給料が上

がり、国民生活が向上しているのか、その判断をする上でも重要なのが実質賃金の実態です。しかし、政府は正確な数値を示そうとしません。

政府の発表では、二〇一八年の実質賃金は前年比〇・二%増で二年ぶりのプラスとなっていますが、サンプルデータを入れ替えていない共通事業所だけで野党が試算したところ、〇・四%のマイナスとなっています。政府は、実質賃金の過去データとの比較を公表するかどうか検討している

のですが、世論の鎮静化を待つための時間稼ぎとしか思えません。検討にそんなに時間の掛かる問題ではない上、野党の試算の方が賃金動向の実態に近いことは明らかです。なぜすぐに参考値を出せないのか、具体的に何に時間が掛かっているのか、厚労大臣にお伺いします。

アベノミクスの成果を検証する上で、実質賃金とともに我々が問題視してきたのが消費支出です。地方消費税の譲渡割の収入見込額について、平成三十年度当初見込みが三兆四千八百三十四億円だったのに對し、平成三十一年度の収入見込額は三兆三千四百九十億円と、一千三百四十四億円も減少しています。

また、内閣府の消費動向調査でも、消費者態度指数が昨年来低下傾向にあります。三月一日に発表された二月分は、二〇一六年十一月以来の低水準。暮らし向き、収入の増え方といつた項目を中心と低迷しています。

本当に景気回復しているのであれば消費も持ち

直すはずですが、そうはなつていません。安倍総理が幾らアベノミクスの成果を喧伝しても、やはりこうふうに厳しい現実が現れているのではないかでしょうか。総理に所見を伺います。

私たちは、消費支出が伸びない原因は、実質賃金が上昇しないことと併せ、国民の将来に対する不安にあると考えています。将来不安を解消するため、人への投資や、税制における再分配機能を重視すべきです。しかし、安倍内閣が打ち出す軽減税率やポイント還元などの租税関連政策は、国民からすれば一見得をするように見えるけれども、実は高所得者を優遇する制度であり、いずれも所得再分配に反するものばかりです。こうした高所得者優遇政策を粗製乱造するのをやめ、所得再分配機能が十分に作用する税制を実現するべきと考えますが、総理の御所見を伺います。

地方税収の見通しについて伺います。平成三十一年度地方財政計画では、地方税が対前年度七千三百三十九億円増の四十兆一千六百十三億円が計上されています。

しかし、景気動向指数は三か月連続で低下し、

一致指標の基調判断が下方修正され、景気は後退局面となりました。日本経済研究センターの調査では、来年度名目経済成長率の下方修正が続き、民間は一・五五%を見込んでいます。OECDの見通しに至っては名目経済成長率が一・二%であり、いずれも政府より低い数値となっています。まさにアベノミクスの失敗、破綻が露呈したと言

わざるを得ません。総理の景気動向に関する現状認識について伺います。

その上で、現在の我が国経済の実態を見れば、どうぞお聞かせください。

地方税収の七千三百三十九億円増という見積りは楽観的であると言わざるを得ません。地方税収は増加すると、この場で言い切れるのでしょうか。

総務大臣の答弁を求めます。

政府は、全体として地方税収が増加するとしていますが、各自治体の財政を取り巻く地域の経済状況は千差万別です。平成三十一年二月の景気ウオッチャヤー調査で景気の現状判断D-Iを見ますと、甲信越地方は二・六ポイント低下、沖縄は四・六ポイント低下となっており、地域によって大きなばらつきがあります。今後、自治体ごとに地方交付税の算定が行われますが、このような地域経済の差異を踏まえて算定することが必要です。また、景気が下振れした場合に個別自治体で財源不足が、不足しないようしっかりと措置することも必要であると考えますが、総務大臣の認識を伺います。

地方交付税について伺います。

平成三十一年度の地方交付税総額は、平成三十一年度からの繰越金四千二百十五億円を含め、対前年も、衆議院で我が党議員の質問に対し、総務大臣も、衆議院で我が党議員の質問に対し、総務省としては抜本改革以来の懸案について最終的な結論を得たものと考えていると答えていらっしゃいます。

我々は、ユーチャー負担を軽減し、家計を支援す

二百十五億円は純増となつてしかるべきものあります。地方には依然として四兆四千百一億円もの財源不足があるので、繰越金に頼らず、平成三十一年度は平成三十一年度の財源でしつかりと地方交付税総額を確保すべきです。

したがつて、平成三十一年度の地方交付税総額が対前年度一千七百二十四億円増という規模では不十分であると考えますが、総務大臣の所見を伺います。

自動車関連諸税についてお伺いします。

私たちは、従来から、九種類もの不条理で過重な税を課している現状を抜本的に改めるべきと主張してきました。今回の改正案には、自動車税の税率引下げや税源移譲等による地方税財源の確保など、我が党の対案である税制改革構想と方向性を同じくする部分もあります。しかしながら、ユーチャー負担軽減の観点でいえば道半ばです。税制の簡素化に関しては、むしろ複雑さが増し、自動車取引の現場で混乱が生じるおそれがないのか懸念します。

今回、与党の税制改正大綱が、車体課税の見直しについては今般の措置をもつて最終的な結論とするとしている点は承服できません。石田総務大臣も、衆議院で我が党議員の質問に対し、総務省としては抜本改革以来の懸案について最終的な結論を得たものと考えていると答えていらっしゃいます。

我々は、ユーチャー負担を軽減し、家計を支援す

る観点からの抜本改革を行うまでは最終的な結論とは言えないと考えますが、こうした改革を行なう考えはないのか、改めて総務大臣に伺います。

最後に、災害からの復旧復興について伺います。

東日本大震災から八年が経過いたしましたが、復旧復興に当たっては、人手不足が依然として深刻な課題となっています。平成三十年七月豪雨に関しても、広島県を始めとする被災した各地域では、技術者が不足し、復旧復興事業がなかなか進まないという現状があります。

安倍総理は、全ての都道府県で有効求人倍率が一倍を超えたことを再三にわたってアピールしていました。しかし、そのことがもたらす弊害にも目を向ける必要があります。

有効求人倍率を職業別に見ると、建設業は平成二十五年の二・三倍から平成三十一年度には四・七倍、建築・土木・測量技術者は平成二十五年の三・二倍から平成三十一年度には五・五倍へと大きく伸びており、人手不足が顕著となっています。測量士や技術士など国家資格を持つ技術者が不足し、被災県内の事業者だけでは復旧復興事業を注し切れない事態も起こっています。

人手不足が災害復旧の妨げになつていているといつて、平成三十一年度で活用するのであれば、繰越金を除くベースで総額を確保し、繰越金分の四千二百十五億円となりました。この繰越金は本来ならば平成三十一年度中に地方団体に交付されるべきものであつて、平成三十一年度で活用するのであれば、繰越金を除くベースで総額を確保し、繰越金分の四千二百十五億円となります。

以上、質問してまいりました。

総務省が発表した昨年の人口移動報告では、東京への転入超過は八万人、我が広島県は六千人の転出超過となっています。こうした流れに歯止めを掛けることはもとより、それぞれの地域で暮らす人々がいる限り、常にその人たちに寄り添い、地域を、暮らしを守る。

私たち国民民主党は、これからも完全地方主義を第一に努力していくことをお誓いし、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 森本真治議員にお答えをいたします。

アベノミクスの成果についてお尋ねがありました。

地方消費税収については、国内取引に係る譲渡割だけでなく輸入取引に係る貨物割も合わせた税収全体で見ることが消費の動向を把握する上で適切であり、税収全体では増収傾向にあります。

また、消費の動向を見ると、二〇一四年四月の消費税率八%への引き上げにより大きな駆け込み需要と反動減が生じ、景気の回復力が弱まるところが、GDPベースで見て、二〇一六年後半以降、増加傾向で推移しています。

消費者の意識については、御指摘の消費者態度指数は弱含んでいるものの、景気ウオッチャー調査では一月の現状判断DIが前月から上昇するな

ど、一概に悪化している状況ではありません。

その上で、消費を取り巻く環境を見ると、二〇一二年から二〇一八年までの六年間で、生産年齢人口が五百万人減少する中につても就業者数は三百八十万人増加し、景気回復により仕事が増加したことにより、正社員の有効求人倍率は調査開始以来最高の水準となり、正規雇用者数も百三十万人増加、賃上げも、運営の調査によれば、五年連続で今世紀に入つて最高水準の賃上げが実現し、中小企業の賃上げは過去二十年で最高となるなど、確実に経済の好循環が生まれています。

また、この春、高校、大学を卒業される方々の十二月時点の就職内定率は過去最高の水準となるなど、雇用・所得環境の改善が進んでおり、消費は引き続き持ち直しが続くことが期待されます。

今後も、引き続き、経済最優先で、通商問題の動向、中国経済の先行きなど海外経済の不確実性に十分留意しつゝ、経済運営に万全を期してまいります。

軽減税率制度やポイント還元施策、税制における再分配機能についてお尋ねがありました。

軽減税率制度は、ほぼ全ての人が毎日購入して

いる食料品等の税率を八%に据え置くことによ

り、買物の都度、痛税感の緩和を実感できると

ともに、低所得者ほど収入に占める消費税負担の割

合が高いという、いわゆる消費税の逆進性を緩和

できるという利点があることから低所得者への配

慮として実施するものであり、高所得者優遇との

御指摘は当たりません。

また、ポイント還元については、誰でも簡単に

加入できるプリペイドカードなど多様な選択肢を

用意することで、クレジットカードを持たない

人々も含め、幅広い消費者がポイント還元のメ

リットを受けられるようになります。高所得者優遇との御指摘は当たりません。

また、税制の在り方については、これまで、再分配機能の回復を図るため、所得税及び相続税の最高税率の引上げ、所得税の基礎控除の見直し等

の施策を講じてきたところであります。こうした改正の効果をよく見極めてまいります。

景気動向について御質問がありました。

一月の景気動向指数は前月から一・七ポイントの低下となりましたが、景気動向指数では、構成する各経済指標の結果をそのまま指數化するため、本来であれば景気の基調とは分けて考え方がよい一時的な要因もそのまま指數に反映されることには注意が必要です。

その上で、景気動向については、雇用・所得環境の改善が続く中で民需の増加に支えられた成長となつておらず、これまでの月例経済報告では景気は緩やかな回復が続いていると判断しているところであり、アベノミクスが失敗、破綻していると

いう御指摘は当たりません。

ただし、通商問題の動向や中国経済の先行き等には留意する必要があるのは事実であり、そういった点も踏まえて、経済運営には万全を期してまいります。

建設業の現場については、全国的に見れば人手はおおむね確保できる状況にありますが、大規模な災害からの復旧復興工事が続いている中國地方や北海道地方などにおいては人手不足感が強くなっていると認識しております。

足下では人手不足による災害復旧への影響は落ち込んでいる状況にあると認識しておりますが、強くなっていると認識しております。

足下では人手不足による災害復旧への影響は落ち込んでいる状況にあると認識しておりますが、災害からの復旧復興を着実に進めるためには、事業の円滑な施工確保を図ることが極めて重要であり、今後の復旧復興事業の施工状況を注視しつつ、最新の労務単価など被災地の実情を反映した適正な予定価格の設定や、地域外からの労働者確保に要する費用の積算への反映を通じ、建設業従事者へ適切な賃金支払を行うなど、人材確保に必要な環境整備をしっかりと行つてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣石田真敏君登壇、拍手〕

○國務大臣(石田真敏君) 森本議員にお答えをいたしました。

まず、地方税収の見通しについてお尋ねがございました。

平成三十一年度地方財政計画における通常収支分の地方税収は四十兆一千六百三十三億円であり、対前年度計画額と比較して七千三百三十九億円の増を見込んでいるところであります。

この地方税収の見込みは、最近の課税実績や政府経済見通しなどを反映した国税の動向等を踏まえて積算し、地方財政計画に計上しているものであります。適切な見込みであると考えております。

次に、地方交付税の算定についてお尋ねがございました。

普通交付税の交付額は、個別の地方団体ごとに基準財政需要額から基準財政収入額を控除した財源不足額を基準としています。基準財政収入額の算定に当たっては、各地域の経済の状況等を踏まえ、原則として、各地方団体の前年度の課税実績に基づき算定をいたしております。

このようない算定によりまして、全国どのような地域であっても、一定の水準の行政を維持するためには必要な財源を保障しております。

また、景気の動向が税収に反映される法人関係税等につきましては、課税実績が基準財政収入額を下回った場合、財政運営に支障が生じないよ

う、減収補填債を発行した上で、後年度、その元利償還金を基準財政需要額に算入することとしております。

次に、平成三十一年度の地方交付税総額についてお尋ねがございました。

平成三十年度補正予算に伴う地方交付税の増額につきましては、平成三十一年度においても巨額の財源不足が見込まれたことから、災害対応を踏まえた特別交付税の増額分等を除く四千二百五十五億円について、平成三十一年度に繰り越し、地方交付税総額に加算することとしたところであり、必要な措置であると考えております。

また、平成三十一年度の地方財政対策におきましては、地方交付税総額について、前年度を〇・二兆円上回る十六・二兆円を確保しており、地方税が増収となる中で、七年ぶりの増額となつたところであります。このことは、地方六団体からも高い評価をいただいております。

今後も、昨年閣議決定された新経済・財政再生計画に沿つて、地方交付税を始めとした一般財源総額を適切に確保してまいります。

最後に、自動車関係諸税の見直しに係る認識についてお尋ねがございました。

○國務大臣(根本匠君登壇、拍手)

○國務大臣(根本匠君) 森本真治議員にお答えをいたしました。

毎月勤労統計における共通事業所の実質賃金についてお尋ねがございました。

今回の税制改正におきましては、地方税の恒久減税の実現と環境性能割の臨時の軽減といった

車体課税の大額な見直しを行い、自動車ユーザーの負担軽減を図っております。

このように訂正させていただきたいと思いま

す。(拍手)

今回の税制改正におきましては、地方税の恒

久減税の実現と環境性能割の臨時の軽減といった

車体課税の大額な見直しを行い、自動車ユーザーの負担軽減を図っています。

以上のように訂正させていただきたいと思いま

加えて、平成二十八年度税制改正における自動車取得税の廃止と環境性能割の導入による軽減効果を合わせれば、自動車ユーザーの税負担は大幅に軽減されているものと考えています。

これによりまして、税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてまいりました特別交付税の増額分等を除く四千二百五十五億円について、平成三十一年度に繰り越し、地方交付税総額に加算することとしたところであります。

今後の自動車関係諸税の在り方につきましては、自動車を取り巻く環境が大きく変化することに伴い、中長期的な視点に立つて検討していくことが重要であると承知をしております。

その際、自動車関係諸税は、国、地方の行政サービスに係る貴重な財源となつてゐることから、国、地方を通じた財源を安定的に確保していくことが前提となるものと承知をいたしております。

○議長(伊達忠一君) 少々お待ち願います。答弁の補足があります。総務大臣石田真敏君。

〔國務大臣石田真敏君登壇、拍手〕

○國務大臣(石田真敏君) どうも失礼をいたしました。

自動車関係諸税の見直しに係る認識についてお尋ねがあつたところでござります。

先ほど、私の答弁のところで、もう一度改めて答弁をさせていただきます。

自動車関係諸税の見直しに係る認識についてお尋ねがあつたところでござります。

今回の税制改正におきましては、自動車税の恒久減税の実現と環境性能割の臨時の軽減といった

車体課税の大額な見直しを行い、自動車ユーザーの負担軽減を図っています。

以上のように訂正させていただきたいと思いま

す。(拍手)

今回の税制改正におきましては、地方税の恒

久減税の実現と環境性能割の臨時の軽減といった

車体課税の大額な見直しを行い、自動車ユーザーの負担軽減を図っています。

以上のように訂正させていただきたいと思いま

す。(拍手)

今回の税制改正におきましては、地方税の恒

久減税の実現と環境性能割の臨時の軽減といった

車体課税の大額な見直しを行い、自動車ユーザーの負担軽減を図っています。

以上のように訂正させていただきたいと思いま

り、各月に二つの実数が併存すること、同じ事業所での前年同月比を見るものであるため、前月と同月では異なる事業所群となることから、経年変化を見る指標にはなじまないという課題が指摘されています。

こうした共通事業所の名目賃金について、実質化、すなわち価格変動の影響を取り除くことにより長期的な賃金価値の推移を示すことが可能なのか、現在、精力的に議論いただいております。

検討会において、三月中をめどに中間的な取りまとめを行うよう努力してまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 少々お待ち願います。答弁の補足があります。総務大臣石田真敏君。

〔國務大臣石田真敏君登壇、拍手〕

○國務大臣(石田真敏君) どうも失礼をいたしました。

自動車関係諸税の見直しに係る認識についてお尋ねがあつたところでござります。

今回の税制改正におきましては、自動車税の恒

久減税の実現と環境性能割の臨時の軽減といった

車体課税の大額な見直しを行い、自動車ユーザーの負担軽減を図っています。

以上のように訂正させていただきたいと思いま

す。(拍手)

今回の税制改正におきましては、地方税の恒

久減税の実現と環境性能割の臨時の軽減といった

車体課税の大額な見直しを行い、自動車ユーザーの負担軽減を図っています。

以上のように訂正させていただきたいと思いま

す。(拍手)

今回の税制改正におきましては、地方税の恒

久減税の実現と環境性能割の臨時の軽減といった

車体課税の大額な見直しを行い、自動車ユーザーの負担軽減を図っています。

以上のように訂正させていただきたいと思いま

す。(拍手)

今回の税制改正におきましては、地方税の恒

久減税の実現と環境性能割の臨時の軽減といった

車体課税の大額な見直しを行い、自動車ユーザーの負担軽減を図っています。

以上のように訂正させていただきたいと思いま

す。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 若松謙維君。

〔若松謙維君登壇、拍手〕

○若松謙維君 公明党の若松謙維です。

私は、自民・公明を代表して、ただいま議題と

なりました平成三十一年度地方財政計画、地方税

法等の一部を改正する法律案等四法律案につい

て、安倍総理並びに関係大臣に質問します。

初めに、地方財政計画について伺います。

安倍総理は、一月二十八日の施政方針演説で、この六年間、三本の矢を放ち、経済は一〇%以上成長し、国、地方合わせた税収は二十八兆円増加したと述べています。これは、アベノミクスの成果であることは間違ひありません。

平成三十一年度の地方財政計画の規模は八十九・六兆円ですが、大震災前、民主党政権下の平成二十一年度八十二・一兆円から七・五兆円増加しており、高齢化等に伴う財政需要に対応しています。一方、平成三十一年度の地方交付税十六・二兆円は、平成二十一年度十六・九兆円と比べ微減しています。しかし、平成二十一年度地方税等収入四十二・九兆円に対して、平成二十一年度三十四・四兆円から八・四兆円増加しました。その結果、平成二十一年度十八・二兆円あつた財源不足が平成三十一年度には四・四兆円まで減少し、平成二十一年度の折半対象財源不足額十・八兆円が平成三十一年度はゼロとなり、十一年ぶりに解消しました。

案務大臣の報告に關する件(平成三十一年度地方財政計画について、地方税法等の一部を改正する法律案、特別法人事業譲与税及び特別法人事業譲与税に関する法律案及び森林環境譲与税に関する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明))

自公政権の下、地方創生が進展し、その一例と

して、会津若松市では平成二十六年に、市、会津

大学、アクセンチュアの共同提案で内閣府の地方活性化モデルに採択され、以降、市の事業として

ファイスピルが今月完成し、五百名以上の若い世代が会津地方に移住するだけでなく、地方大学卒業生の受皿としても機能します。

このような施策を一層推進し、地域経済が更に活性化すれば、地方団体の税収増、地方財政の改善が進み、地方経済の更なる好循環を生み出す相乗効果が大きいと考えますが、安倍総理の御所見を伺います。

次に、幼児教育の無償化について伺います。

幼児教育の無償化に係る平成三十一年度の地方負担については、地方消費税率引上げに伴う増収分が十分でなく、必要となる地方の一般財源所要額の全額を国負担とし、平成三十一年度地方財政計画では、子ども・子育て支援臨時交付金二千三百四十九億円が計上されました。

次に、地方税改革による地方の活性化について伺います。

現在の法人事業税は、法人所得が多い大都市圏に集中し、地方税収人の四分の一は留保財源として自治体が自由に使える財源となっていますが、

地方では十分に確保できない現状があります。

今回の改正による特別法人事業税と特別法人事業譲与税の創設は、自主財源が不足している地方

団体にとって地域の活性化に活用できる貴重な財源となります。一方、大都市には大都市特有の住民ニーズもあり、その財源の確保にも配慮するこ

とが重要であり、都市も地方も支え合い、連携を

強める税制にする必要です。

まずは、今回の地方税制改正の意義を安倍総理

に伺います。

特別法人事業税は都道府県税である法人事業税

を分離したものであり、特別法人事業譲与税の譲与先是都道府県です。大事なことは、この譲与税により生じた財源を様々な住民ニーズを抱える市町村にしっかりと届け、地域を活性化することにつなげることであり、今後、どのような考え方又は方法で進めていくのか、総務大臣に伺います。

車体課税の見直しについては、千三百二十億円の自動車税の恒久減税を行いながらも、あわせ

て、エコカー減税等の見直しや自動車重量譲与税の譲与割合の引上げ等で、これに見合った地方税財源を確保する配慮がなされています。

走行距離に応じた課税についての議論もありますが、仮にそうなれば、生活の足として走行距離が長い地方の自動車利用者の負担が重くなる懸念があります。今後の検討に当たっては、財源の確保とともに、地方の生活者への配慮が必要と考えますが、車体課税のあるべき姿について、安倍総理の御見解を伺います。

また、技術革新により自動車の燃費効率は著しく向上していますが、パリ協定の二〇五〇年までに二酸化炭素八〇%削減という目標に向けた議論が開始され、電気自動車の導入が世界的に加速化している中で、地方税としての自動車税制の将来像をどのようにお考えか、総務大臣に伺います。

次に、森林環境税及び森林環境譲与税について伺います。

森林は地球温暖化防止や土砂災害防止などの公益的機能を有していますが、機能の持続には森林

(号)外報

の適正な管理が重要です。それにより、山村地域の雇用確保の効果も期待されます。

平成三十一年度から譲与される森林環境譲与税が森林整備に有効に活用されてこそ、平成三十六年度から課税される森林環境税を納得して納めていたしたことになるため、今後の市町村の実施体制の整備が重要となります。

森林の適正な管理の推進と人材の確保に向けた決意を総務大臣に伺います。

次に、税制における子供の貧困対策について伺います。

平成三十一年度税制改正では、子供の貧困に対応するため、未婚の一人親に対し個人住民税の非課税措置が講じられるとともに、臨時特別の予算措置として、児童扶養手当に上乗せする形で一万七千五百円の給付が行われることになりました。これは子供の貧困対策を一步前進させる大きな成果ですが、課題も残されています。

税制上の更なる対応等の要否については、年末の与党税制協議会において引き続き議論することになりますが、未婚の一人親の経済的負担を軽減することは、子供の貧困解消のみならず、子育て支援の観点からも重要であると考えます。安倍総理の御見解を伺います。

東日本大震災、原発事故より八年が経過しました。改めてお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げ、被災された全ての方々に心よりお見舞い申し上げます。

先日も、公明党東日本大震災復興加速化本部として、福島の帰還困難区域内の特定復興再生拠点を視察し、いよいよ復興はこれからだと改めて認識しました。

福島が創造的復興を成し遂げられるよう、平成三十二年度以降も、復興の進捗により生じる新たな課題に対応する復旧復興事業について、通常収支とは別枠で震災復興特別交付税を維持し、確実に財源措置することを強く要望します。安倍総理の答弁を求めます。

本法律案は、地方創生に資する重要な法律案であると認識していますが、地方創生の取組はまだ道半ばであり、地方の声に耳を傾け、二一〇をしつかり反映させていくことがあります求められます。平成三十一年度予算案と併せて本法律案を

早期に成立させる必要があることを申し上げ、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣安倍晋三君登壇、若松謙維議員にお答えをいたしました。

地域経済の好循環についてお尋ねがありました。
御紹介いただいた会津若松市の事業を始め、安倍内閣では、これまで、地方ならではの特色ある農林水産品、観光資源、地場企業の技術力などを生かした地方独自の創意工夫を全力で後押ししてまいりました。

そのため、今回の消費税率引上げにより生み出される財源を思い切って投入し、本年十月からの幼児教育、保育の無償化に加え、二〇二〇年度から、真に必要な子供たちの高等教育を無償化するなど、これまでとは次元の異なる政策を実行することにより、子育てや教育に係る負担を大幅に軽減し、日本を、子供たちを産み育てやすい国へと大きく転換してまいります。

また、幼稚教育、保育の無償化を円滑に実施す

るためには、実務を担う地方団体の財政運営に十分考慮する必要があると考えており、二〇二〇年度以降の無償化に係る地方負担分についても、地方財政計画の歳出に全額計上し一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定においても地方負担を全額算入することにより、必

要な財源をしつかり確保してまいります。
緊急自然災害防止対策事業費の意義と防災・減災対策に対する決意についてお尋ねがありました。
このため、昨年は異次元の災害が相次ぎました。災害への対応は、もはやこれまでの経験や備えだけでは通用せず、命に関わる事態を想定外と片付けるわけにはいきません。

このため、昨年末に、インフラ総点検の結果などを踏まえ、事業規模が七兆円程度の防災・減災、国土強靭化のための三か年緊急対策を取りまとめ、必要となる経費を今年度補正予算及び来年度予算にも計上しております。

この緊急対策と連携しつつ、地方自治体が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、来年度の地方財政計画において、新たに緊急自然災害防止対策事業費三千億円を計上しております。

今後とも、ハードからソフトまであらゆる手を尽くして、三年間集中で対策をしつかりと実施し、災害に強い国づくり、国土強靱化を進めてまいります。

地方法人課税の偏在は正についてお尋ねがありました。

地方創生を推進し、地方団体が安定的に行政サービスを提供していくためには、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築が必要です。

平成三十一年度税制改正では、地方法人課税における新たな偏在是正措置を講じることとし、特別法人事業税及び譲与税を創設することとしております。これは、地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等に対応し、企業の事業活動の実態以上に大都市部に税収が集中する構造的な課題に対処するものであります。こうした措置により、地方が自らのアイデアで自らの未来を切り開く取組を後押ししてまいります。

走行距離に応じた課税と今後の自動車関係諸税についてお尋ねがありました。

走行距離に応じた課税については、議員御指摘のとおり、国、地方を通じた財源の確保や、地方の自動車ユーザーへの配慮といった点も含め、様々な論点があるものと認識しています。

年度与党税制改正大綱において、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化

の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国、地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税の在り方に

ついて、中長期的な視点に立つて検討を行うとされています。

政府としては、今回の車体課税の見直しをお認めいただき、着実に施行することとしたと考えております。

税制における子供の貧困対策についてお尋ねがありました。

一人親家庭の自立を支援し、子供たちの未来が家庭の経済状況によって左右されることのないよう、これまでも児童扶養手当の増額など積極的な支援を実施してきました。さらに、子供の貧困に

対応するため、平成三十一年度与党税制改正大綱を踏まえ、児童扶養手当の支給を受けており、所得が一定以下の一人親に対し、個人住民税を非課税とする措置を今回の法案に盛り込んだところであります。

未婚の一人親に対する更なる税制上の対応の要素等については、与党において、平成三十二年度税制改正において検討し、結論を得ることとされております。政府としては、そうした議論も踏まえつつ適切に対応してまいります。

復興・創生期間後における復旧復興事業の継続とおり、政府としては、そうした議論も踏まえつてお尋ねがございました。

東日本大震災からの復興は、政権発足以来、安

も早い復興に向けて全力で取り組んできました。が、福島の復興再生は中長期的対応が必要であり、復興・創生期間後も引き続き国が前面に立つて取り組んでいく必要があります。このため、復興の基本方針を見直し、復興・創生期間後における基本的な方向性を示しました。

特に、福島については、帰還促進のための環境整備、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積、事業者、農林漁業者の再建等について対応が必要であり、今後、こうした事業を確実に実施できるよう、御指摘の震災復興特別交付税を含め、具体的な在り方を検討してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣石田真敏君登壇、拍手〕

○國務大臣(石田真敏君) 若松議員にお答えをいたします。

まず、偏在是正により生ずる財源の活用についてお尋ねがございました。

地方法人課税の新たな偏在是正により生ずる財源につきましては、平成三十一年度与党税制改正大綱において、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用するとされてい

ます。

偏在是正措置による税収の影響が生じる平成三十二年度に向けて、大綱に沿って、地方のために

どのように活用すべきか、市町村も含め地方団体の意見も伺いながら、今後検討してまいります。

次に、環境の観点からの自動車税制の将来像についてお尋ねがございました。

これまで、環境性能がより優れた自動車の普及を促進するため、エコカー減税やグリーン化条例など、環境性能に着目した特例措置を講ずるとともに、その政策インセンティブ機能を強化する観点から、逐次見直しを行つてきたところであります。

また、本年十月には、自動車取得税を廃止し、グリーン化機能を維持強化する環境性能割を導入することとしています。

自動車関係諸税につきましては、今後も、自動車を取り巻く環境変化の動向や環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、中長期的な視点に立つて検討していくことが重要であると考えています。その際には、国、地方を通じた財源を安定的に確保していくことが前提となるものと承知をいたしております。

最後に、森林環境税及び森林環境譲与税についてお尋ねがありました。

森林環境税及び森林環境譲与税は、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設するものであります。市町村による事業の実施体制は地域によって様々であると承知しており、森林整備に加え、森林を担う人材の育成や担い手の確保を森林環境譲与税の使途に含めるととも

に、市町村の体制整備等の支援を行つていただけ
るよう、都道府県にも税収の一部を譲与すること
としています。

総務省としては、森林環境税及び森林環境譲与
税制度を通じて、市町村の実施体制の整備、さら
には市町村が実施する森林整備等がより一層推進
されるよう取り組んでまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 行田邦子君。

(行田邦子君登壇、拍手)

○行田邦子君 日本維新の会・希望の党の行田邦
子です。

私は、会派を代表して、平成三十一年度地方財
政計画及び地方税法等の一部を改正する法律案外
三法案について質問いたします。

日本維新の会・希望の党は、統治機構改革によ
る完全な地方自治を実現し、東京一極集中ではな
く、多極分散型の成長する国家の実現を目指して
います。しかしながら、現行憲法においては、地
方自治について僅か四か条しか規定されておら
ず、しかも抽象的な記述にとどまっているにすぎ
ません。

そこで、私ども希望の党は、地方自治の本旨を
明確化、具体化し、地方自治体が課税自主権を有
することを特記した具体的な憲法改正条文案案を提
案しています。

このことを踏まえて質問に入ります。

まず、法案の中身の前に、税制の国会審議の在
り方について伺います。

税制に限らず多くの制度は、まず全体の制度設
計を考えて、そして国と地方とで役割分担を配分
していきます。したがって、自民党、公明党が毎年
出している税制改正大綱や政府税制調査会の答申
も、国税と地方税とを一体とした内容となっています。

ところが、国会における法案審議は、国税は財
政金融委員会、地方税は総務委員会と別々に行わ
れています。このようなり方は、税制全体の整
合性、合理性、効率性を審議するには不適切では
ないでしょうか。例えば、今回も、自動車関係諸
税の一体的な改正は、国税、地方税に分かれてい
るため、ばらばらに審議することになります。

総理に質問します。税は国の根幹そのもので
す。国会において税制全体の議論ができるよう、
税法の改正については国税と地方税を合わせた一
括法案として提出すべきと考えますが、どのように
お考えでしょうか。

今回の法律案は、今年十月一日の消費税増税に
ついて所与のものとしていますが、消費税増税に
反対であることを改めて強調します。

理由は、過去二回の増税の失敗を繰り返すおそ
れがあるからです。現在の日本経済は、デフレ基
調から回復しつつあるものの、完全に脱却したと
は言えません。

平成二十六年十一月十八日、一回目の消費税增
税延期の際、安倍総理は記者会見で、GDP速報
が発表されました、残念ながら成長軌道には戻つ
てはいませんと発言されています。さらに、平成
二十八年六月一日、二回目の消費税増税延期の際
の記者会見では、世界経済はこの一年余りの間に
想像を超えるスピードで変化し不透明感を増して
います、最大の懸念は中国などの新興国経済に陰
りが見えることだと総理は発言されています。

現在の世界及び日本の経済状況は、米中の貿易
戦争、日本経済の減速など、予断を許さない状況
にあります。過去二回の消費税増税延期発表時と
状況が非常に似てきています。

総理に質問します。過去二回の消費税増税の失
敗を繰り返すことはないと、いかなる根拠を持つ
てお考えなのでしょうか。

地方税源の偏在の是正について伺います。

本法案では、法人事業税の一部を国税化して特
別法人事業税とし、特別法人事業譲与税の形で偏
在は正するものとしています。偏在のは是正が必要
であることは言うまでもありませんが、このよう
な地方税を国税化する手法は、地方分権の方向性
に真っ向から逆行するのではないかでしょうか。
もし、今回のような制度が許されるのなら、次
は固定資産税、その次は住民税と、地方間で偏在
があるものは何でも国税化して再配分することも
可能となり、地方税の存在意義そのものを否定す
ることとなります。

地方税源の偏在を是正するのであれば、税収が
不安定で税源が偏在している法人住民税や法人事
業税は国税にシフトさせて、税源の偏在性が低い
こととなります。

消費税を地方税とすべきと考えます。まさに、か
つて総務省が主張していた税源交換です。社会保
障と税の一体改革で消費税は社会保障の財源とす
ることになつてゐるのは重々承知していますが、
地方税化を含む税源の大転換が必要と考えます
が、総理の御認識を伺います。

地方間の偏在が少ない産業の一つにパチンコが
挙げられます。

パチンコに関しては、消費税導入前は、地方税
の娯楽施設利用税として、パチンコ一台につき月
額二百八十円が課税されていました。パチンコ産
業の売上げ規模は年間約二十兆円ですので、売上
額の一%に課税しても、年間約二千億円の税収が
見込まれます。これを国税ではなく地方税とす
れば、地方税源の偏在は是正にも貢献します。地方税
としてのパチンコ税の創設について、総理のお考
えをお聞かせください。

ふるさと納税について質問します。

今回の地方税法改正案では、ふるさと納税の特例控除対象寄附金とされる基準は総務大臣が定め、対象となるには総務大臣の指定を受けなければならないとされています。これでは、事実上の

個別認可制度ではないですか 地方自治体の自主性、主体性を否定し、創意工夫や良い意味での競

争関係を封殺する立法ではないかと考えますか
総務大臣の御認識をお聞かせください。

さらに、指定を受けられなかつた場合又は指定を取り消された場合、地方自治体はいかなる手段

で争うことができるのか、例えば、国地方係争処理委員会や行政不服審査法の手続によることが可

能なのか、総務大臣、お答え願います。

三

(号外)

しかしながら、現行の地方税法は、課税客体、課税標準等の細部に至るまで規定されており、地方自治体が自主的に定めることができるのは、制限税率の範囲内での超過課税などに限られています。地方税法の見直しを行い、制限税率の定めの廃止や、法定外税を創設する際の総務大臣の同意制度の廃止など、地方自治体の課税自主権を強化すべきと考えますが、総理のお考えをお聞かせください。

日本の成長は地方の活性化によつて生み出すべ

國務大臣の環境報告に関する件(平成二一年度地方財政計画につい
て)、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案及び地方交付
税の会・希望の党は、中央集権的で画一的な社会を脱し、多極分散型の成長する国家の実現に努めてまいりますことを改めて申し上げまして、私の質問を終わります。

税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)特別法人事業税及び特別法人事業税等の一部を改正する法律案(趣旨説明)について、景気は回復基調にあつたものの、アジア新興国や資源国との経済の減速など、世界経済が様々なリスクに直面し、内需が腰折れしかねない状況となつておらず、こうしたリスクに対する「際的な共通認識」の下、経済再生、デフレ脱却に全般を期すべきであつたことから、経済対策の策定とともに延期を判断しました。

ア 法人事業譲与税に関する法律

濟 国 定 方 力 な は 一四

今般の偏在是正措置はこうした観点から講じるものであり、新たに創設される特別法人事業税の税収の全額は、譲与税として客観的な基準に基づき地方団体に再配分される仕組みであり、実質的な地方税源であることから、地方分権の方向性逆行するとは考えておりません。

一方、消費税は、社会保障・税一体改革において、引上げ分の税収について全額社会保障財源化されるとともに、年金、医療、介護、子育てと

方に配分することとされました。

保障の財源とされてゐることを踏まえれば、地方

と %
では慎重な検討が必要と考えております。

及
二
日
付
一
事
一
通
萬
說
二
大
異
長

は、地方自治体の自己決定、自己責任でなされべきです。

しかしながら、現行の地方税法は、課税客体、課税標準等の細部に至るまで規定されており、地
員会で御審議をいただいているものと承知をしています。

消費税率の引上げについてお尋ねがありまして、
方自治体が自主的に定めることができるのは、制
限税率の範囲内での留保課税率などに限りられていま
す。

十一。地方税法の見直しを行ふ、判明税率の改訂

す
地方税法の見直しを行ひ
需用税率の定めの
二〇一四年十一月の消費税率引上げの延長は一

廢止や、法定外税を創設する際の総務大臣の同意においては、消費税率八%への引上げによって個人消

制度の廃止など、地方自治体の課税自主権を強化すべきと考えますが、総理のお考えをお聞かせく
りうります。

日本の成長は地方の活性化によつて生み出すべ
たさく
あじゆうす
また、一〇一六年六月の消費税率引上げの延期

<p>パチンコ営業については、その態様によっては、客の射幸心を著しくそらるなど、善良の風俗と清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるため、風俗営業の一つとして風営適正化法に基づき実態に即した必要な規制が行われているところです。このため、新たに御指摘の特別法を制定する必要はないものと認識しています。</p> <p>地方自治体の課税自主権についてお尋ねがありました。</p> <p>地方税法では、国民の租税負担、国と地方の税源の配分、地方団体間の課税権の調整等の観点から、地方税制の基本的な部分を法律で規定する一方、法定外税の創設や超過課税を地方団体の判断で行うことを可能としており、地方団体がこうして課税自主権を活用していくことは、地方分権の観点から望ましいと考えております。</p> <p>これまでも、地方分権を推進するため、法定外目的税制度の導入、個人住民税や固定資産税の制限税率の廃止などを通じて、自由度の拡大を図ってきたところです。</p> <p>御指摘の制限税率や法定外税の同意制度などの現行の仕組みは、先ほどの地方税法の趣旨から必要なものと考えていますが、政府としては、課税残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)</p>	<p>(国務大臣石田真敏君登壇、拍手)</p>
<p>○国務大臣(石田真敏君) 行田議員にお答えをいたします。</p>	<p>まず、今回のふるさと納税制度の見直しについてお尋ねがございました。</p>
<p>ふるさと納税は、ふるさとやお世話になつた地方団体への感謝の気持ちを伝える制度であるとともに、税の使い道を自分の意思で決めることができる制度であります。</p>	<p>ふるさと納税につきましては、過度な返礼品の送付について批判があり、これまで二度にわたり全国の地方団体へ大臣通知を発出するとともに、あらゆる機会を通じて見直しをお願いしてきましたが、依然として一部の地方団体が過度な返礼品によつて多額の寄附を集めることから、これを是正することが避けられない状況となりました。</p>
<p>○議長(伊達忠一君) 山下芳生君。</p>	<p>山下芳生君登壇、拍手)</p>
<p>〔山下芳生君登壇、拍手〕</p>	<p>○山下芳生君 日本共産党を代表して、安倍総理並びに関係大臣に質問します。</p>
<p>東日本大震災、東京電力福島第一原発事故から八年がたちました。改めて、犠牲となられた方々に心から哀悼の意を表するとともに、今も避難生活を強いられている方を始め、被災された方々に</p>	<p>今回の制度見直しが実現することにより、過度な返礼品を送付する一部の地方団体によるふるさと納稅が集中する状況が改善され、法律で定められた一定の制限税率の下で地方団体がそれぞれに創意工夫を凝らすことにより、ふるさと納稅制度が健全に発展していくことを期待をしております。</p>
<p>震災の教訓を生かすために、野党は、津波で根こそぎ住まいを失うなど、被災された方々への支援金の上限をせめて五百万円に引き上げる被災者生活再建支援法改正案、いまだ四万人を超える方</p>	<p>がふるさとに戻れない福島の現実を踏まえた原発</p>
<p>案(國務大臣の報告に關する件(平成二十一年度地方財政計画について)、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律)</p>	<p>型に該当するものと考えています。仮に指定を受けられなかつた場合等に地方団体がどのように対応されるかについては、地方自治法等の規定に基づき、それぞれの団体が御判断されるものと考えています。</p>
<p>地方自治に關わつて二点聞きます。</p>	<p>総理、二法案を真剣に検討すること、与党が審議に応じるようイニシアチブを發揮することを強く求めます。</p>
<p>沖縄で辺野古埋立の是非を問う県民投票が行われました。全市町村で反対が賛成を上回り、全県で反対が七割を超みました。昨年の県知事選挙で玉城デニー知事が得た過去最高の得票をも上回っています。</p>	<p>地方自治に關わつて二点聞きます。</p>
<p>総理、投票結果を真摯に受け止めるというのなら、直ちに土砂投入を中止して、沖縄と誠実に対話をすべきではありませんか。</p>	<p>総理、投票結果を真摯に受け止めるというのなら、直ちに土砂投入を中止して、沖縄と誠実に対話をすべきではありませんか。</p>
<p>ところが、総理は、三月五日の予算委員会で、我が党の小池議員に、県民投票の結果が示す沖縄の民意は辺野古基地建設反対だということを認めると、総理は、辺野古基地反対が沖縄の民意であることを最後まで認めませんでした。</p>	<p>総理、なぜ認めないのでですか。自分の気に入らない民意は認めないのでですか。</p>
<p>岩屋防衛大臣の、県民投票の結果に關わりなく、あらかじめ埋立事業を続けることは決めていたとの答弁にも驚きました。菅官房長官も同様の考え方だと語っています。総理、安倍政権には民主主義も地方自治も関係ないということですか、お</p>	<p>総理は国会答弁で、六割以上の自治体から自衛</p>

隊員募集の協力が得られていない、誠に残念だ、このような状況に終止符を打つためにも自衛隊の存在を憲法上明確に位置付けることが必要と述べました。しかし、自衛隊施行令には、防衛大臣は、自衛官募集に關し、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な資料の提出を求めることができるとあるだけで、自治体に応じる義務はありません。だから、多くの自治体は、募集対象者情報の提出、すなわち若者の氏名、生年月日、男女の別及び住所を名簿にして提出することを求められており、個人情報保護、プライバシー保護などの観点から提出していないのです。これは、地方自治の原則からも当然のことです。

歴代の防衛府長官、防衛大臣も、私どもが依頼しても自治体は応える義務といふのは必ずしもございません、石破防衛府長官、地方公共団体が実施し得る可能な範囲での協力を願いいたしております。中谷防衛大臣、と繰り返し答弁しています。防衛大臣、政府はこうした立場を変えたのですか。

このような自治体の対応に終止符を打つとして、憲法に自衛隊を書き込むと言ひ出した総理の狙いは何か。若者の名簿の提出をお願いすることしかできない現状に終止符を打ち、自治体に強制的に名簿を提出させること以外ないのではありませんか、答弁を求めます。

厚生労働省の統計不正を調査する特別監察委員会の権限が、二〇〇一年以降、同省の審議

会や研究会など三十二の会議で、会長、座長、委員などの役職を務めていたことが明らかになりました。これでは、特別監察委員会の第三者性は到底確保できません。現に、同委員会の追加報告書に對し、国の統計を所管する総務省の統計委員会に對し、分析も評価もなく、再発防止を考える際にから、分析も評価もなく、再発防止を考える際に必要な情報が著しく不足していると厳しい意見が出ています。

総理、統計に対する国民の信頼を取り戻すためには、真に第三者性が確立された体制で調査をやり直すことが必要だと考えますが、いかがですか。

地方財政について質問します。

国と地方を合わせた支出のうち、地方の支出の割合は六割を占めるのに、税収全体に占める地方税の割合は四割しかなく、十年前より後退しています。全国知事会など地方六団体は、巨額の財源不足が解消されていない、地方交付税の法定率の引上げなど特例措置に依存しない持続可能な制度の確立をと求めています。

総理、毎年出されるこの要請に、政府として、いつ、どのように応えるつもりですか。

来年度の地方財政計画は、十月からの消費税増税を前提に、地方税収が大幅に増えると見込んでいます。しかし、消費税を三%から五%に引き上げた際、上向いていた景気が急速に悪化し、地方の税収総額は減りました。家計消費も実質賃金も

落ち込んでいる今、消費税一〇%への増税が地方財政を悪化させないという保証はどこにあるのですか。総理、お答えください。

安倍政権は、自治体の様々な業務にトップランナー方式を導入し、基準財政需要額の単位費用を、民間委託などを前提に削減してきました。導入された十八業務での削減額は一千六百三十二億円にも上ります。

政府はさらに、自治体の窓口業務にまで導入しようとしていますが、窓口業務は、住民のニーズを直接つかみ、新たな政策につなぐ最前線です。総務委員会で意見陳述された富山市の森市長は、職員がフェース・ツー・フェースで様々な相談に

対応でき、市民に安心感が生まれると、窓口業務の民間委託に反対されました。

石田総務大臣、この声をどう受け止めますか。

窓口業務の民間委託を進めるための財政誘導は断念すべきではありませんか。

次に、女性と子供の貧困の問題です。

現在、税制上の寡婦控除は、婚姻歴のない未婚、未婚の一人親には適用されません。そのため、税や保育料などの支払が年間十万円ないし数十万円も高くなるなど、非婚のシングルマザーは大きな不利益を受けてきました。同じシングルマザーでも婚姻歴があるかないかで差別される、こ

れは憲法十四条の平等原則にも子どもの権利条約にも反する事態だと言わなければなりません。

総理の見解を求めて、質問を終わります。

(拍手)

今後とも、法定率の見直しなど制度的な対応の議論も行いつつ、歳入面では、地域経済の好循環を全国津々浦々で一層拡大することなどにより地方税等の更なる增收を図るとともに、歳出面では、めり張りを付けて歳出構造を見直すことで、臨時財政対策債のような特例債に頼らないよう、財務体質の強化を図つてまいります。

消費税の増税に伴う地方財政への影響についてお尋ねがありました。

家計消費について、世帯当たりの消費を捉える家計調査の家計消費支出は、世帯人員の減少などから長期的に減少傾向となっています。一方で、一国全体の消費を捉えるGDPベースで見ると、二〇一六年後半以降、増加傾向で推移しており、持ち直しています。

消費を取り巻く環境を見ると、生産人口が減少する中でも雇用が大幅に増加し、国民みんなの稼ぎである総雇用者所得は名目でも実質でも増加が続くななど、雇用・所得環境は着実に改善しております。消費は持ち直しが続くことが期待されます。

その上で、今回の消費税率の引上げに当たっては、前回の八%への引上げの際に耐久財を中心駆け込み需要と反動減といった大きな需要変動が生じた経験を踏まえ、いたいた消費税を全て還元する規模の十二分な対策を講ずることとしています。これにより消費を下支えし、景気の回復軌道を確かなものとして、地方税収の確保も図つて

まいります。

なお、御指摘の実質賃金については、毎勤統計では、アベノミクスによる雇用拡大で女性や高齢者などが新たに雇用された場合は平均賃金の伸びも抑制され、さらに、デフレではない状況もつくり出す中で物価が上昇すれば一層抑えられるという特徴があることに留意が必要だと考えていま

す。

未婚の一人親に対する税制上の対応についてお尋ねがありました。

一人親家庭の自立を支援し、子供たちの未来が家庭の経済状況によって左右されることのないよ

う、これまでも児童扶養手当の増額など積極的な支援を実施してきました。さらに、子供の貧困に

対応するため、平成三十一年度与党税制改正大綱を踏まえ、児童扶養手当の支給を受けており、所得が一定以下の一人親に対し、個人住民税を非課

す。

未婚の一人親に対する更なる税制上の対応の要否等については、与党において、平成三十二年度税制改正において検討し、結論を得ることとされ

ており、政府としては、こうした議論も踏まえつ

つ適切に対応してまいります。

一時保護所への財政措置についてお尋ねがあり

ました。

このため、例えば窓口業務のうち定型的な申

一時保護は、子供の安全確保のため、個々の子

供の状況に応じ適切に行われることが重要です。

このため、適切な環境で一時保護を行うことがで

うことが可能であると考えています。

いざれにいたしましても、窓口業務の民間委託を含め、どのように業務改革を進めるかについて

は、各地方公共団体において地域の実情に応じて

適切に判断されるべきものと考えております。

次に、窓口業務へのトップランナー方式の導入についてお尋ねがございました。

トップランナー方式は、多くの団体が民間委託等の業務改革に取り組んでいる業務について、そ

の経費水準を単位費用の積算基礎とするものであ

ります。窓口業務へのトップランナー方式の導入につきましては、現時点におきまして多くの団体

が民間委託を導入している状況にないため、平成三十一年度においては導入を見送ることとしてお

ました。

○国務大臣(石田真敏君) 山下議員にお答えをい

たします。

まず、窓口業務の役割についてお尋ねがございました。

住民の多様な相談を受け住民のニーズを把握す

ることは、地方公共団体の重要な役割の一つであ

ります。他方、質の高い公共サービスを効率的、

効果的に提供する観点から、外部資源を活用しな

がら業務改革を進め、そこで捻出された人的資源

を職員が自ら対応すべき分野に集中することも重

要であると認識いたしております。

このため、例えば窓口業務のうち定型的な申

請、届出等は民間委託の対象としつつ、住民から

の相談については職員が担当することにより、職

員が住民ニーズを直接把握しながら業務改革を行

うことが可能であると考えています。

いざれにいたしましても、窓口業務の民間委託を含め、どのように業務改革を進めるかについて

は、各地方公共団体において地域の実情に応じて

適切に判断されるべきものと考えております。

次に、窓口業務へのトップランナー方式の導入についてお尋ねがございました。

トップランナー方式は、多くの団体が民間委託等の業務改革に取り組んでいる業務について、そ

の経費水準を単位費用の積算基礎とするものであ

ります。窓口業務へのトップランナー方式の導入につきましては、現時点におきまして多くの団体

が民間委託を導入している状況にないため、平成三十一年度においては導入を見送ることとしてお

ました。

○国務大臣(石田真敏君) 山下議員にお答えをい

たします。

まず、窓口業務の役割についてお尋ねがございました。

住民の多様な相談を受け住民のニーズを把握す

ることは、地方公共団体の重要な役割の一つであ

ります。他方、質の高い公共サービスを効率的、

効果的に提供する観点から、外部資源を活用しな

がら業務改革を進め、そこで捻出された人的資源

を職員が自ら対応すべき分野に集中することも重

要であると認識いたしております。

このため、例えば窓口業務のうち定型的な申

請、届出等は民間委託の対象としつつ、住民から

の相談については職員が担当することにより、職

員

が住民ニーズを直接把握しながら業務改革を行

うことが可能であると考えています。

いざれにいたしましても、窓口業務の民間委託を含め、どのように業務改革を進めるかについて

は、各地方公共団体において地域の実情に応じて

適切に判断されるべきものと考えております。

(号外)

〔國務大臣岩屋毅君登壇、拍手〕

○國務大臣(岩屋毅君) 山下芳生議員にお答えいたしました。

自衛隊員の募集に対する自治体の協力についてお尋ねがありました。

自衛隊法第九十七条において、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官等の募集に関する事務の一部を行うと規定されています。また、自衛隊法施行令第二百二十条により、防衛大臣は、自衛官の募集に關し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができると定められており、これらの法令上、自衛官等の募集は、法定受託事務として自治体の行う事務であります。

防衛省としては、自治体から募集に必要な資料を当然に提供いただけるという前提で、丁寧に依頼を行っているところであります。

御指摘の答弁におきまして、当時の防衛大臣が、私どもが依頼しても応える義務といふのは必ずしもございません、あるいは、地方公共団体が実施し得る可能な範囲での協力をお願ひいたしておりますと答弁したのは、自治体に対し、法令に基づく事務として資料の提出を求める一方、これを強制することはできないことを述べたものであります。この意味において、御指摘の答弁の趣旨

は現在も変わるものではありません。

今後とも、より多くの自治体から資料の提出をいただぐべく、丁寧に働きかけてまいります。

(拍手)

〔國務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(麻生太郎君) 山下議員から、未婚の一人親に対する税制上の対応について、一問お尋ねがあつております。

未婚の一人親に対する税制上の対応につきましては、先ほど総理から既に答弁がありましたとおり、今回の地方税法の改正法案におきまして、子供の貧困に対応するため、一定の一人親に対し個人住民税を非課税とする措置を講ずることとしているところであります。

平成三十一年度与党税制改正大綱では、更なる税制上の対応の要否等につきましては、平成三十二年度税制改正において検討し、結論を得ることとされております。

政府といたしましては、与党における議論を踏まえ、適切に対応してまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十三分散会

出席者は左のとおり。

議員	議長	伊達忠一君	長浜博行君	山本香苗君
副議長	郡司彰君	杉尾秀哉君	高瀬弘美君	竹内真二君
山添拓君	宮沢由佳君	難波堯二君	小西洋之君	阿達雅志君
石橋通宏君	吉川沙織君	有田芳生君	真山勇一君	伊藤孝江君
岩渕友君	吉川沙織君	吉良よし子君	牧山ひろえ君	朝日健太郎君
岩渕友君	吉川沙織君	相原久美子君	江崎孝君	三浦信祐君
石橋通宏君	有田芳生君	神本美恵子君	倉林明子君	小川克巳君
岩渕友君	吉川沙織君	川田龍平君	杉久武君	佐々木さやか君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	仁比聰平君	河野義博君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	紙智子君	宮崎勝君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	蓮舫君	今井絵理子君
岩渕友君	吉川沙織君	若松謙維君	風間直樹君	青山繁晴君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	田村智子君	河野繁晴君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	芝博一君	そのだ修光君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	蓮舫君	矢倉克夫君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	紙智子君	石井正弘君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	蓮舫君	和田政宗君
岩渕友君	吉川沙織君	若松謙維君	風間直樹君	平木大作君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	田村智子君	井原巧君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	芝博一君	石田昌宏君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	紙智子君	大沼みづほ君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	蓮舫君	秋野公造君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	風間直樹君	磯崎仁彦君
岩渕友君	吉川沙織君	若松謙維君	野上浩太郎君	赤池誠章君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	渡辺猛之君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	谷合正明君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	野上浩太郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	西田実仁君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	福岡資磨君
岩渕友君	吉川沙織君	若松謙維君	那谷屋正義君	西田実仁君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	石川博崇君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	山口那津男君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	山本順三君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	片山さつき君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	野田国義君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	仁比聰平君	白眞勲君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	辰巳孝太郎君	那谷屋正義君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	斎藤嘉隆君	井上哲士君	鯨住裕一郎君
岩渕友君	吉川沙織君	藤田幸久君	白眞勲君	鯨住裕一

平成三十一年三月十三日

參議院會議錄第八號

議長の報告事項

二〇

官 報 (号 外)

昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
法務委員 辞任 外交防衛委員 文教科学委員 厚生労働委員 農林水産委員 経済産業委員 国土交通委員 吉田 博美君	
片山さつき君 島村 大君 大君 大島九州男君 辰巳孝太郎君 武田 良介君 小野田紀美君 宇都 隆史君 進藤金日子君 中西 哲君 堀井 岩君 松川 るい君 太田 房江君 江島 潔君 佐藤 啓君 田名部匡代君 浜口 誠君 伊藤 孝江君 宮崎 勝君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 東日本大震災復興特別委員 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 厚生労働委員会 理事 自見はなこ君 (自見はなこ君の補欠) 同日内閣から次の議案が提出された。 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(閣法第四六号)	
環境委員 辞任 議院運営委員 予算委員 補欠 大沼みづほ君 磯崎 陽輔君 馬場 成志君 佐藤 信秋君 関口 昌一君 大島九州男君 辰巳孝太郎君 武田 良介君 小野田紀美君 宇都 隆史君 進藤金日子君 中西 哲君 堀井 岩君 松川 るい君 太田 房江君 江島 潔君 佐藤 啓君 田名部匡代君 浜口 誠君 伊藤 孝江君 宮崎 勝君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 東日本大震災復興特別委員 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 厚生労働委員会 理事 自見はなこ君 (自見はなこ君の補欠) 同日内閣から次の議案が提出された。 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(閣法第四六号)	
行政監視委員 辞任 補欠 江島 潔君 宮島 嘉文君 宇都 隆史君 進藤金日子君 中野 正志君 元榮太一郎君 太田 房江君 江島 潔君 佐藤 啓君 田名部匡代君 浜口 誠君 伊藤 孝江君 宮崎 勝君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 東日本大震災復興特別委員 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 厚生労働委員会 理事 自見はなこ君 (自見はなこ君の補欠) 同日内閣から次の議案が提出された。 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(閣法第四六号)	

官 報 (号 外)

見当たらないことから、お尋ねについてお答えす
ることは困難である」と答弁されました(内閣参質

一九六第六四号)。明らかに調査不足であると考
えますので以下質問します。

一 防衛省防衛研究所図書館には、「大正十二年

公文備考」(以下「この文書」とする)は所蔵され
ていますか。

二 この文書には簿冊があり、国立公文書館アジ
ア歴史資料センターのウェブページで公開され
ている資料画像「情報(1)」(レフアレンス)コ
ード「C08050969900」、大正十二年

公文備考 卷一五五 変災灾害(防衛省防衛研
究所)の「0545」ページには、「九月五日近
衛師団司令部ヨリ戒厳地司令官宛通報」が収録
されています。前記一で防衛省

防衛研究所図書館にこの文書が所蔵されている
場合、防衛省防衛研究所図書館の所蔵するこの
文書の「卷一五五 変災灾害」にも同通報は収録
されています。

三 前記二の通報の中に、亀戸警察署に検束中の
日本人と朝鮮人が騎兵十三連隊により刺殺され
たという趣旨の記述があることを政府は確認で
きますか。

四 前記二の通報は、大正十二年の関東大震災時
に政府内で作成された文書ですか。

五 前記三の記述は、関東大震災時に軍隊が朝鮮
人等を虐殺したことを示す証拠の一つであると
思いますが、政府の認識をお示しください。
右質問する。

平成三十一年三月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出関東大震災時におけ
る朝鮮人等虐殺事件に関する質問に対し、別紙

答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出関東大震災時に
おける朝鮮人等虐殺事件に関する質問に対

する答弁書

一から三までについて

防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室に
保管されている「大正十二年 公文備考 卷百

五十五 変災灾害」においては、御指摘の「九

月五日近衛師団司令部ヨリ戒厳地司令官宛通
報」との文書(以下「本件文書」という。)が収録さ
れているところ、本件文書の中の文言について
は、独立行政法人国立公文書館アジア歴史資料
センターの御指摘のウェブページに公開されて
いるとおりである。

四について

本件文書がお尋ねの「大正十二年の関東大震
災時に政府内で作成された文書」であるか否か
については、調査した限りでは、政府内にその
事実関係を確認することができる記録が見当た
らないため、お答えすることは困難である。

五について

御指摘の「関東大震災時に軍隊が朝鮮人等を
虐殺したこと」については、調査した限りで
は、政府内にその事実関係を把握することでの
きる記録が見当たらないことから、お尋ねにつ
いてお答えすることは困難である。

官 報 (号 外)

平成三十一年三月十三日

參議院會議錄第八号

二四

明治二十五年三月三十一日可

發行所
二 東京一〇五番地虎ノ門二丁目
獨立行政法人國立印刷局
電 話
03 (3587) 4294
定 価
一本一元
印 刷
一本一元